

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月14日認可した。

平成19年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）袖村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大窪池水路地区
楠見池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）苗代池地区